



技術・職業教育と生涯学習

佐々木 享すずむ

『社会教育調査報告書』（一九八四年度）によって各種施設で八三年度中に開設された社会教育学級・講座の総計約二二万をテーマ別に分類すると、「職業知識・技術の向上」を目的としたものは、教養の向上・情操の陶冶、家庭教育・家庭生活、体育・レクリエーション、市民意識・社会連帯意識につづく第五位で、その比率は六パーセントに過ぎない。ハイテク、「情報化」の急進展が指摘される現在、わが国成人教育中に技術・職業に関する教育・学習の占める地位はいかにも低く見える。

こういうことになるのは、四〇〇〇万を超える雇用労働者がそれぞれの雇用先で受ける企業内の教育訓練、労働組合の労働学校などの実態が、それらは労働省所管であるという理由で、『社会教育調査報告書』にはまったく反映されないからである。成人の教育・学習に関する所管事項が現在のように分割されてすでに久しい。わが国の役所の省間障壁はなまじの国境より高いといわれるくらいだから、よほどのことがあっても現状が改められることはあるまいといわれてきた。

ところが最近、臨教審が社会教育法制の見なおしをふくむ「生涯学習体系への移行」を提言していることに関連して、臨教審専門委員高梨昌氏は、学習機会における省間障壁の撤廃、職業能力開発——職業訓練は最近こう呼ばれる——の拡充を声高に叫んでいる（たとえば『季刊臨教審のすべて』第二号）。

やや大たんに結論をいえば、成人の教育・学習に関する省間障壁の撤廃ないし緩和はおそらく必要である。成人の教育・学習とくに技術・職業教育をめぐる問題の本質は、それが雇用労働者をふくむ成人の学ぶ権利として位置づけられているか否かにあり、現状では省間障壁はこの点で障害になっていると考えられるからである。

（名古屋大学教授）